主 文

本件抗告を却下する。

抗告費用は抗告人の負担とする。

理 由

本件抗告の申立は、民訴四一九条ノニを根拠とするものであるけれども、最高裁判所のなした決定に対しては、さらに抗告を申立てることは許されない。

よつて本件抗告は不適法として却下すべく抗告費用は抗告人に負担させることと し、主文のとおり決定する。

昭和二六年八月一七日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	栗	Щ		茂
裁判官	小	谷	勝	重
裁判官	藤	田	八	郎
裁判官	谷	村	唯一	郎